

規 則

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十五号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和六十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」に改める。

第三条第一項及び第三項中「又は第十一条の二」を「、第十一条の二又は第十一条の三」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。